Greeting

ストックオプションアドバイザリーサービス株式会社は、ストックオプションの設計評価を専門として、公認会計士・弁護士・司法書士などの実務に精通した女性スタッフによって構成されています。
ストックオプションの設計評価において、クライアントの多種多様なニーズにお応えするべく、会計・税務・法務それぞれの分野のエキスパートを集めました。
私たちは”クライアントファースト”を基本理念として、クライアントのストックオプション発行ニーズを第一に考え、女性ならではのきめ細やかなサービスを展開致します。

代表取締役
加陽 麻里布（かよう まりの）

経 歴

平成30年9月　永田町司法書士事務所開所
令和 3年5月　東京司法書士会理事就任
令和 3年8月　ストックオプションアドバイザリーサービス株式会社　代表取締役就任

ストックオプションに関する ワンストップサービスを提供

SASはストックオプションの法律会計に精通した経験豊富な女性スタッフが、ストックオプションに関するワンストップサービスを提供いたします。

将来の企業価値向上に応じたインセンティブとして使用できる

付与対象者である役職員が経済的な恩恵を受けることができる

無償で付与できるため付与対象者の金銭的負担がない

付与対象者の出費や手間が少なくて済む

適格要件を満たすことで行使時に給与課税(最大55%程)が課されない

株式売却時のみに譲渡所得課税(20%程)が課される

取締役が付与対象者となる場合でも株主総会の報酬決議は不要

有償取得購入することにより投資スキームとなるため報酬とみなされない

有償取得購入(=投資)することにより税制面で優遇される

投資(金融商品)とみなされるため発行時及び権利行使時に給与課税が課されない
※株式売却時のみに譲渡課税が課される

会社への強いコミットメントを引き出すことが出来る

株価又は業績に対して強い達成責任を持ち株価等への効果が期待できる

付与対象者および付与規模を「後決め」することが可能

発行後に入社する社員に付与することが出来る

発行後に入社した役職員等に従来と同一条件で付与可能

採用の際のインセンティブとして使用出来る

活躍しなかった役職員等には付与数等を調整可能

社内の不平不満をなくすことが出来る

退職金の代替として利用できる

役員及び従業員のインセンティブとして利用される

権利行使時には退職所得課税(最大25%程)となる

給与所得課税(最大55%程)と比較して税制面で優遇されている

権利行使時の金銭的負担が低く権利行使しやすい

付与後株価が低下したとしても報酬価値がある

https://soas.co.jp/

Corporate Info

会　社　名	ストックオプションアドバイザリーサービス株式会社
所　在　地	〒100-0014 東京都千代田区永田町一丁目11番28号 合人社東京永田町ビル6階
電　　話	03-6268-8086
設立年月	平成21年11月
資格保有者	弁護士、公認会計士、司法書士、税理士、行政書士 他

CORPORATE PROFILE

ストックオプション
アドバイザリーサービス株式会社